

BCJ-SAR ISOだより 特集号 Vol.2

財団法人 日本建築センターシステム審査部

〒101-8986 東京都千代田区外神田 6-1-8

TEL 03-5816-7522 FAX 03-5816-7540

E-mail sinsa@bcj.or.jp

発行日：2009年12月8日

「ISOだより」の所有権はシステム審査部に帰属します。

システム審査部の“審査統一ルール”をお伝えします!



「ISOだより特集号 vol.2」の発行について

「ISOだより」は、申請及び認証組織の皆様への情報提供を行うための季刊紙として、2003年10月に第1号を発行して以来、現在までに、25号発行させていただきました。

その間、当センターにご登録いただいている認証組織の方や審査員から、ISOの取組状況や、審査に際しての考え方等についてご寄稿いただき、「我が社のISO」や「審査員の目」としてご紹介すると共に、その時々々のISOに係る情報や当センターからのお知らせ等を掲載してまいりました。

また、本年2月には、特集号第1号を発行し、審査にあたっての「規格解釈を含む審査方針」及び平成20年に開催の「認証組織の集い」についてご紹介いたしました。

この度、特集号の第2弾として、本年9月に東京及び大阪で開催いたしました「認証組織の集い」において、当センターから発表させていただいた品質マネジメントシステム審査についての「審査手順に係る統一ルール」及び「JISQ9001規格要求事項に照らした審査方針」及び質疑応答のご紹介をさせていただきます。

内容につきましては、当センターが行いましたプレゼンテーションに用いた資料を掲載しておりますが、必要に応じ、解説を追加しております。

今後、皆様方のシステム改善等のお役に立つことができれば幸いです。

また、記載内容につきまして、ご意見等がございましたら、是非お知らせください。当センターの今後の課題として検討させていただきます。

■ システム審査部の審査統一ルール

■ JIS Q 9001 規格の統一解釈

認証組織の集い

東京：2009年9月11日
大阪：2009年9月18日

財団法人 日本建築センター システム審査部



BCJ-SAR

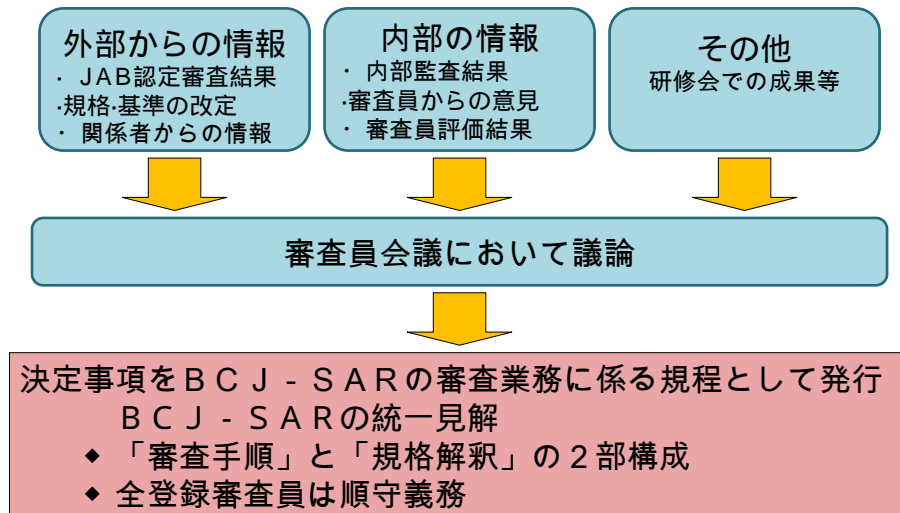


1

発表時に用いた説明用シートです。

「認証組織の集い」においてプレゼンテーションさせていただいた資料を掲載させていただきます。必要に応じ、解説を掲載いたしました。

■ 審査員の判断の統一化を図るための取り組み



解説：システム審査部では、審査の公平性を保つため、審査員会議において、審査員の判断の統一化を進める取り組みを行っています。
外部からの情報の中の関係者からの情報には、皆様からの情報も含まれます。

今回のテーマ：

- ・ 審査手順に係る統一ルールについて
 1. 再認証審査
 2. サーベイランス
 3. 現場審査（工場内審査）
 4. オフィスツアー
 5. 認証登録証・認証マーク等の使用
- ・ JISQ9001 規格要求事項に照らした審査方針について
 1. 経営者の責任（全般）
 2. マネジメントレビュー
 3. 内部監査
 4. プロセスの監視及び測定
 5. 製品の監視・測定
 6. 是正処置

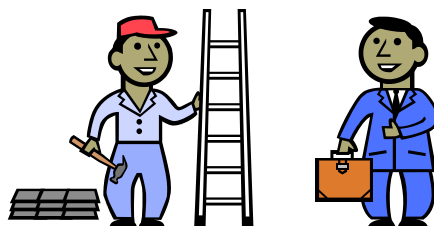


解説：今回は、審査員会議で決定された「審査手順に係る統一ルール」及び「JISQ9001 規格要求事項に照らした審査方針」について、その一部をプレゼンテーションさせていただきます。

I. 審査手順に係る統一ルールについて

審査手順に係る統一ルールについて

1. 再認証審査
2. サーベイランス
3. 現場 / 工場内審査
4. オフィスツアー
5. 認証登録証・認証マーク等の使用



BCJ-SAR



4

解説：システム審査部の再認証審査、サーベイランス等の審査手順について、説明させていただきます。

1 . 再認証審査

目的

QMS全体としての継続的な適合性、有効性の確認
 認証範囲に対するQMSの継続的な関連性及び適用可能性の確認

過去3年間のレビュー

いつ実施するのか

3年に1度、サーベイランスの実施時期と同じですが、有効期限までに認証判定会議に諮れるよう配慮します。

【例】起点日：5月20日 期限：2009年6月30日



審査実施時期：3月1日～5月末日(3ヶ月間)
是正処置対応期間を考慮し、4月中の実施を推奨

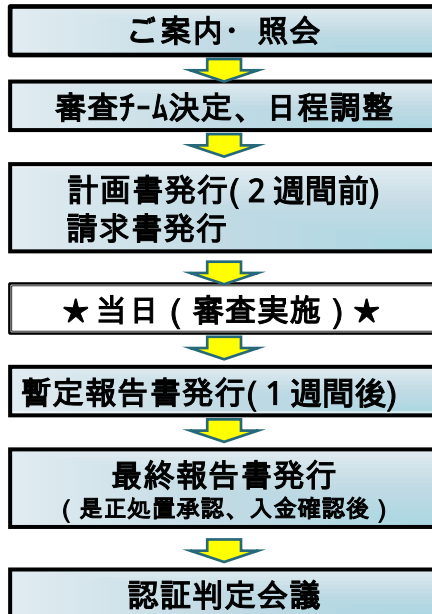
BCJ-SAR



5

解説：再認証審査は、改めて認証範囲の適切性も含めて審査します。
 過去3年間のレビューには、品質方針、品質目標の推移や達成度等の確認も含まれます。

実施手順



【申請書類提出、変更点等通知】

【契約手続き】

【品質マニュアル等文書提出】

【料金のお支払い】

【是正処置に係る報告】

1ヶ月以内に報告

2ヶ月以内に承認を得る

但し、認証期限までに判定会議に諮れるよう対応

BCJ-SAR



6

審査必須項目

規格要求項目の全項目

全項目について適合しているか(改めて確認)。

QMSが方針・目標の達成に寄与しているかの確認

方針・目標を達成するにあたって、QMSの運用が役立っているか。

認証範囲の継続的な関連性及び適用可能性

**認証範囲の表現が継続的に適切であるか。
認証範囲について再認証できる状態か。**

④ 苦情を含むコミュニケーション

**顧客とのコミュニケーションが適切に行われているか
(過去3年間の苦情対応の経緯を含む)。**

BCJ-SAR



7

解説：認証範囲は、「製品、プロセス又はサービス」、「組織・事業所」、「適用規格(除外項目を含む)」で構成され、これらは認証登録証に明記されます。苦情を含むコミュニケーションは、苦情対応の他、顧客との情報のやりとり状況を確認いたします。

認証登録証、認証マーク、認定シンボルの使用状況

QMS認証の手引き(QMR42)に適合しているか。

「5. 認証登録証・認証マーク等の使用」

認証に関する表示状況

**認証範囲外が認証されているような誤解を与えないか。
製品自体が認証されていると誤解を与えないか。**

審査報告書の管理状況

**審査報告書を全ページセットで使用しているか。
社外に配付する場合は、システム審査部にその旨通知しているか。**

過去3年間の審査の是正処置要求に係る活動のレビュー

**同様の不適合が発生しておらず、是正処置が効果的であったか。
前回審査での是正処置を計画で報告の場合、計画どおりの実施であったか。**



BCJ-SAR



8

2. サーベイランス

目的

- 継続して実行されていることの確認
- 認証要求事項に継続的に適合していることの確認
- ★必ずしも全面的審査ではない
- ★前回審査からの経緯を確認

いつ実施するのか

起点日を含む月とその前の2ヶ月(3ヶ月間)

【例】起点日： 5月20日

審査実施時期：3月1日～5月末日
 起点日を含む月の月末 審査実施期限

BCJ-SAR

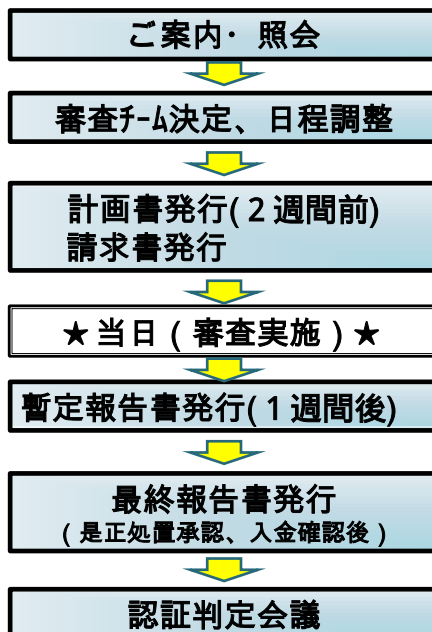


9

解説：サーベイランスにおいては、全ての規格要求事項を確認しなくてもよく、前回の審査結果を受けて、審査時間と項目とのバランスを考慮し、ある程度焦点をしばっての審査を行っております。

また、認証要求事項とは、JISQ9001 規格要求事項の他、認証マークの使用にあたってお守りいただきたい事項等、「認証の手引き」に記載されている「7.2 被認証組織の順守事項」が含まれます。

実施手順



【希望時期、変更点等通知】

【品質マニュアル等文書提出】

【料金のお支払い】

【是正処置に係る報告】

1ヶ月以内に報告
 2ヶ月以内に承認を得る

BCJ-SAR



10

審査必須項目

継続的な運用管理と変更点

前回審査から運用が継続されているか。
どのような変更があったか。

継続的改善に係る計画的活動

方針、目標、マネジメントレビュー、内部監査、是正処置、
予防処置、その他。

苦情を含むコミュニケーション

顧客とのコミュニケーションが適切に行われているか
(苦情対応を含む)。

認証登録証、認証マーク、認定シンボルの使用状況

QMS認証の手引き (QMR42) に適合しているか。

「5. 認証登録証・認証マーク等の使用」にて説明

BCJ-SAR



11

解説：①については、人員の変化や組織の変化などあった場合は、QMSがそれに追従できているかを確認します。審査する範囲は、前回から今回のサーベイランスが対象となります。

認証に関する表示状況

認証範囲外が認証されているような誤解を与えないか。
製品自体認証されていると誤解を与えないか。

審査報告書の管理状況

審査報告書を全ページセットで使用しているか。
社外に配付する場合は、システム審査部にその旨通知しているか。

前回審査の是正処置要求に係る活動のレビュー

同様の不適合が発生しておらず、是正処置が効果的であったか。
是正処置を計画で報告の場合、計画どおりの実施であったか。



BCJ-SAR



12

3 . 現場審査 (工場内審査)

現場審査 (工場内審査) とは

ここでいう現場審査とは、建設現場などの一時的サイトに、また、工場内審査とは、工場内の製造ラインなどに審査員が外向き、それぞれの場所での実施状況を確認することをいいます。

なぜ現場審査 (工場内審査) を行うのか

- ① 事務所審査にて得られた情報 (規程、記録、インタビューでの回答など) をもとに、その情報を確実なものとするため
- ② その場所に赴かないと確認出来ない事項を確認



BCJ-SAR



13

現場審査 (工場内審査) で確認する規格要求項目は

「7.5.1 製造及びサービス提供の管理」を中心に審査



- a) 製品の特性を述べた情報の利用
- b) 作業手順の利用
- c) 適切な設備の使用
- d) 監視機器及び測定機器の利用と使用
- e) 監視及び測定の実施
- f) 製品のリリース、顧客への引渡し及び引渡し後の活動の実施

BCJ-SAR



14

解説：具体的には、次のような項目を審査しています。

- a) : 例えば、施工現場においては、図面、工場にあっては限度見本
- b) : 指示書等 c) : 保守点検、d) : 測定機器 (レベル トランシット等)
- において、校正されたものを使用しているか、e) : 検査の内容、f) : 引き渡し後の活動が抜けていないか等

その他の規格要求項目として

6.3 インフラストラクチャー

(特定した資機材、設備が適切か。他に管理すべき設備等はないか。)

6.4 作業環境

(適切な作業環境のもと、作業を実施しているか。)

7.4.3 購買製品の検証

(規定されたとおりの購買製品の検証が実施されているか。)

7.5.2 製造及びサービス提供に関するプロセスの妥当性確認

(対象とした工程を、規定された作業者、設備、手順に従って実施しているか。)

BCJ-SAR



15

解説：「6.4」では、人への配慮（労働安全衛生）は対象にしません。「7.4.3」は、受け入れ検査と考えればよいです。「7.5.2」は、2000年版の特殊行程に該当するもので、例えば、塗装工程、溶接工程等が該当します。

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

(製品の状態は規定されたとおり識別されているか。)

7.5.4 顧客の所有物

(顧客の所有物について、損傷や紛失などを防ぐことを実施しているか。)

7.5.5 製品の保存

(製品の保存は、規定されたとおりか。)

7.6 監視機器及び測定機器の管理

(監視機器及び測定機器の管理は規定されたとおりか。)

8.2.4 製品の監視及び測定

(製品の監視及び測定は、規定されたとおり実施されているか。)

BCJ-SAR



16

解説：「7.5.4」は、知的財産、個人情報を含めることができます。「7.5.5」は、建築現場では養生関係等が該当します。

現場審査(工場内審査)にあたって審査員が事前に入手する情報の例

施工品質計画書(工場の場合、QC工程図)

資格者リスト

監視、計測機器リスト

設備機器リスト

工場レイアウト(敷地内建物、建物内設備、製造ライン、検査場所等)

製品パンフレット

など



実際の作業者にも可能な限りインタビューする。

BCJ-SAR



17

4. オフィスツアー

オフィスツアーとは

実際の事務所に審査員が出向き、文書・記録類の保管状況や要員に対してインタビューを実施。

なぜオフィスツアーを行うのか

末端の要員まで、QMSが確実に浸透しているか。
QMS実施状況をより客観的に確認。

いつ実施するのか

原則として初回審査及び再認証審査において実施。
QMSの状況により、オフィスツアーが必要であると審査チームリーダーが判断した場合は、初回審査、再認証審査に限らず実施。

BCJ-SAR



18

5 . 認証登録証、認証マーク等

なぜ認証登録証、認証マーク等の審査を行うか

認証範囲や認証に関する地位を示すものであり、所定のルールに従って使用しないと市場に誤解を与える恐れがあるためです。



BCJ-SAR



19

認証登録証とは

QMSが、ISO9001 (JIS Q 9001)を含む認証要求事項に適合していることを示す証書



BCJ-SAR



20

認証登録証に関する注意事項 (「QMS 認証の手引き(QMR42)」に規定)

「品質マネジメントシステム認証登録証」
「品質マネジメントシステム認証登録証 附属書」 } → **1対で使用**

認証登録証のコピー → **コピーと分かる識別**

有効期限切れのもの、改定前の古いもの
認証の一時停止又は取消しとなった場合 } → **返還**

禁止事項

- a) 製品やサービスの認証と誤解を招く使用
- b) 当該被認証組織以外の者の使用

BCJ-SAR



21

認証マークとは

被認証組織が、その認証の地位を示すために、システム審査部によって交付されるマーク



単色刷りに限り、全体を同一の色にすることが可能

BCJ-SAR



22

解説：認証番号の「BCJ-QMS-0000」が認証組織毎に固有の番号になります。
以前は「-QS-」となっていたのですが、移行期間を経て、2008年5月1日より、「-QMS-」となりましたので御注意下さい。

認定シンボルとは

認定機関が、その認定の地位を示すために、財団法人 日本適合性認定協会(JAB)によって交付されるシンボル



上部の図形：青、黒、
灰色、金、銀

JABの文字：黒

認定プログラム略号：黒

システム審査部の認定番号：黒

単色刷りに限り、全体を同一の色にすることが可能

BCJ-SAR



23

解説：認定シンボルとは、システム審査部がJABから認定された証です。

システム審査部は、形式上はQMS 認証機関及びEMS 認証機関の2機関として、JABより認定を取得しており、「CM018」がQMS 認証機関の認定番号で、「CM055」が、EMS 認証機関の認定番号です。

認証マーク及び認定シンボルに関する注意事項

(「QMS 認証の手引き(QMR42)」に規定)

必ず**清刷り(画像データ)**を使用

清刷りは、システム審査部よりご提供致します。

表示の際、以下の行為はNG

- a) 一部省略や組替え
- b) 縦横比の変更(縦長、扁平にする)
- c) 文字の判読が困難となるほど極端な縮小
- d) 鮮明さを欠く表示

印刷物やHP作成の業者等に清刷りを提供する場合



- a) 他の目的で使用しないよう要求。
- b) 提供先を台帳等で明確にしておく。

清刷りに関する保護及び漏洩防止のための管理が必要!

BCJ-SAR



24

認証の一時停止又は取消しとなった場合

- ➡ a) 認証マーク及び認定シンボルの使用の停止
b) 清刷り(コピーを含む)の消去

その他禁止事項

- a) 製品やサービスの認証と誤解を招く使用
b) 認証範囲外の部門や製品が、認証範囲内と誤解を招く使用
名刺に関し、認証範囲外の業務や組織等が記載されていなければ、認証範囲が明記されていなくてもOK!
c) 認定シンボル単独での使用
d) 認定範囲外における認定シンボルの使用

審査前に、ホームページは必ず確認いたします。

BCJ-SAR



25

解説：⑤については、例えば、名刺の裏側に製品や事業所を載せる場合、認証範囲外を含む場合は、その旨を表示することが必要です。
審査前に、事務局と審査員は、審査を実施する企業のホームページを必ず確認いたします。

II. J I S Q 9 0 0 1 規格要求事項に照らした審査方針について

. J I S Q 9 0 0 1 規格要求事項に 照らした審査方針について

- 1 . 経営者の責任 (全般)
- 2 . マネジメントレビュー
- 3 . 内部監査
- 4 . プロセスの監視及び測定
- 5 . 製品の監視・測定
- 6 . 是正処置



BCJ-SAR



26

解説:今回は、1.～6.の6項目について規格の要求事項の内容に合わせた審査方針、規格の解釈もおりませながら説明いたします。

1 . 経営者の責任 (全般)

「5 . 経営者の責任」

5 . 1 経営者のコミットメント

QMSの構築及び実施、QMSの有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を示す。

5 . 2 顧客重視

顧客要求事項が決定され、満たされていること。

5 . 3 品質方針

a) 目的に対し適切、b) 要求事項への適合、QMSの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む、c) 品質目標の設定とレビューの枠組み、d) 組織全体への伝達と理解、e) レビュー

BCJ-SAR



27

解説：「5. 3」では、品質方針に対する直接的な要求は、a) ～ c) です。d) と e) は方針策定後に要求される事項です。

5 . 4 計画

品質目標が設定されること。(5.4.1 品質目標)

QMSの計画を策定、QMSの変更は、完全に整っている状態を維持。(5.4.2 QMSの計画)

5 . 5 責任、権限及びコミュニケーション

責任・権限が定められ、組織全体に周知(5.5.1 責任及び権限)

管理責任者の任命(5.5.2 管理責任者)

コミュニケーションのためのプロセスの確立(5.5.3 内部コミュニケーション)

5 . 6 マネジメントレビュー

定められた間隔でマネジメントレビューを実施。

BCJ-SAR



28

BCJ - SARの審査方針

マネジメントシステムにとって重要であり、審査項目も多い。
審査計画立案の際は十分な時間の余裕を見込んでいます。

必要とされている記録は？

“ マネジメントレビューの結果のみ”

“ 確実にする” という要求事項は？

**「5 . 経営者の責任」は“ 確実にする” が多い！
 トップが確実に実現できるような状況にする
 (場を作る、仕組みを作る)。**



そのようにしているかを面談などから確認します。

BCJ-SAR



29

解説：③の“確実にする”は、経営者が、自らが実施しなくてはならないという
 意味ではありません。状況に応じ、部下に指示をだせばよいのです。

トップマネジメントのQMSへの取り組み状況は？

**品質方針の背景 (設定の根拠)
 QMSの有効性及び継続的改善
 目標のレビューなど**

に関して、トップマネジメントがどのように取り組んでいるか質問を行い、QMSへの参画の程度を観察。

トップマネジメントはだれか？？

**「5 . 経営者の責任」は、できるだけトップマネジメント自身から話をお聞きします。
 管理責任者などの代弁を避けることでコミットメントの程度が判ります。**

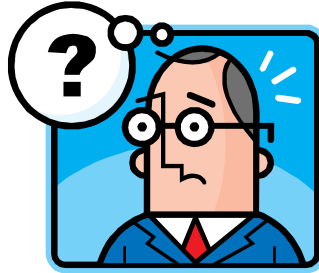
BCJ-SAR



30

管理責任者の任命には、任命書が必要？

**必ずしも必要ではありません。組織全体に周知されていれば結構です。
それよりも、その能力もしくは地位のない人が管理責任者に任命される方が問題！**



BCJ-SAR



31

解説：管理責任者は、QMSのキーパーソンであり、規格 {5.5.2 a) ~c)} が適切にできる人で、組織の構造、歴史等をよく把握された方がなるべきでしょう。

2 . マネジメントレビュー (その1)

規格要求事項 (5 . 6 . 1) では！

マネジメントレビューは、トップマネジメントが実施
QMSをレビュー
QMSの改善の機会の評価
QMSの変更の必要性の評価 (品質方針、品質目標を含む)



BCJ-SAR



32

BCJ - SARの審査方針

マネジメントレビューは、だれの役割か？

**トップマネジメントが自ら実施しなければなりません！
トップマネジメントの都合が悪くなった場合は、予定日
を変更して対応。**

長期出張や長期入院などのやむを得ない場合があった
場合どうする？



**権限委譲も含めて、どのように対処したのか
を確認します。**

QMSの改善の機会の評価とは。

**タイミングや時期にこだわる必要はありません。
改善の必要があるのか無いのかを判断していれば結構です。**

BCJ-SAR



33

レビューや評価の結果の残し方は。

その行為を行ったことを実証する記録が必要。

変更する必要が無い
と判断された場合？



変更の必要性が無いと判
断した旨の記録が必要。



BCJ-SAR



34

2. マネジメントレビュー (その2)

規格要求事項 (5 . 6 . 2) では !

マネジメントレビューへのインプット

- a) 監査の結果
- b) 顧客からのフィードバック
- c) プロセスの成果を含む実施状況及び製品の適合性
- d) 予防処置及び是正処置
- e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- f) QMSに影響を及ぼす可能性のある変更
- g) 改善のための提案



BCJ-SAR



35

解説 : a) 監査の結果とは、内部監査 (第一者監査) のみをインプットされるケースが見受けられますが、顧客などからの審査 (第二者監査) 及び外部審査 (第三者監査) も含まれます。監査全般についてインプットすることが要求されます。

BCJ - SARの審査方針

「b)顧客からのフィードバック」とは。

苦情及び顧客満足度からの情報等が対象となります。

「e)前回までの…」とはいつまで遡る？

前回を含めてそれ以前のものも必要に応じて対象となります。(指示事項などが完結するまでフォローする)

「QMSに影響を及ぼす可能性のある変更」の例は。

たとえば、組織変更、人事異動や適用規格の改定等。

「品質方針及び品質目標の達成状況」はインプットに含めるべき？

マネジメントレビューでは、「品質方針及び品質目標を含むQMSの変更の必要性の評価」を行うことになっているため、「品質方針及び品質目標の達成状況」の情報は必要不可欠。

BCJ-SAR



36

解説 : ② 「前回までの」とは、過去に出された指示に対して完結していないものは全て対象とするという意味です。やりっぱなしにしないということが、重要です。

2 . マネジメントレビュー (その 3)

規格要求事項 (5 . 6 . 3) では !

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含めなければならない。

- a) Q M S 及びそのプロセスの有効性の改善
- b) 顧客要求事項にかかわる、製品の改善
- c) 資源の必要性



BCJ-SAR



37

BCJ - SAR の審査方針

記録は、規格要求事項 a) Q M S 及びそのプロセスの有効性の改善、 b) 顧客要求事項にかかわる製品の改善、 c) 資源の必要性に関する決定及び処置の内容が必要。

指示事項として決定と処置が含まれている状態とは。

改善事項、実施責任者、改善の方針、期限が明確にされていること。

しかし、必ずしもこれらがすべて文書化されていなくても結構です。

BCJ-SAR



38

3 . 内部監査

規格要求事項 (8 . 2 . 2) では !

- 1) 次の事項が満たされているか否かを明確にするため、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施。
 - ① 個別製品の実現の計画に適合。
規格要求事項に適合。
 - ② 組織が決めた要求事項に適合。
 - ④ 効果的に実施され、維持されているか。
- 2) 監査プログラムの策定 (プロセス及び領域の状態及び重要性、これまでの監査結果を考慮) 。
- 3) 監査の基準、範囲、頻度、方法を規定。
- 4) 監査員の選定、監査の実施は、監査の客観性、公平性を確保。
- 5) 自らの仕事を監査できない。

BCJ-SAR



39

- 6) 監査及びその結果の記録を維持。
- 7) 検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。
- 8) フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。



BCJ-SAR



40

BCJ - SARの審査方針

監査プログラムとは？

特定の目的に向けた、決められた期間内に実行するように計画された一連の監査 (JIS Q 9000:2006 3.9.2)



監査プログラムには目的が必要！
(審査においては、監査プログラムに“監査の目的”が含まれているか確認します。)



BCJ-SAR



41

解説：年間計画表と個別監査計画書を監査プログラムとしている場合は、これらに「監査の目的」が必要となります。

内部監査における不適合は、すべて是正処置が必要か？

すべて是正処置を行いフォローアップする必要があります。

不適合をランク付けし、「軽不適合」は是正処置の対象外とする場合は、この「軽不適合」が規格でいう「不適合」に該当するかを確認します。

小規模組織において、管理責任者の自己チェックは内部監査として認められるか？

自己チェックでは、客観性、公平性が認められません。

このような場合は、管理責任者以外の方が内部監査員として管理責任者の監査を行う必要があります。

BCJ-SAR



42

解説：経営者（規格要求事項の「5. 経営者の責任」）も内部監査の対象としなくてはなりません。やりづらい場合は、外部の方に監査を依頼したり、記録の監査を行うことにより、面談に代える等様々な方法が考えられます。

4. プロセスの監視及び測定

規格要求事項 (8 . 2 . 3) では !

QMSのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用しなければならない。

これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力を実証。計画どおりの結果が達成できない場合は、修正及び是正処置をとる。



BCJ-SAR



43

BCJ - SARの審査方針

①監視及び測定の対象となるプロセスとは？

監視：QMSに必要なプロセスすべて

測定：適用可能な場合

監視及び測定に適用すべき適切な方法とは？

プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証できる方法です。



BCJ-SAR



44

解説：①でいう対象となるプロセスは、4.1 a) で明確にされたプロセス全てが該当します。

測定については、測定できる場合に対象となります。

監視と測定は何が違うか議論がありますが、監視か測定かにこだわるよりは、適切な方法で実施することの方が重要です。

事例として施工プロセスであれば、出来型管理 出来高管理等。設計プロセスであればDR等。

測定に関して、プロセスそのものを測定する方法しかあり得ないか？

プロセスのアウトプット（例えば半製品、完成品）の測定が、そのプロセスの測定になることもあります。

計画通りの結果が達成されていない場合は？

修正及び是正処置が必要です。



BCJ-SAR



45

解説：③の事例では、鉄筋工事後の配筋検査等 です。

5 . 製品の監視及び測定

規格要求事項（ 8 . 2 . 4 ）では！

- 1) 製品要求事項が満たされていることを検証するために、製品の特性を監視し、測定しなければならない。
- 2) 監視及び測定は、個別製品の実現の計画に従って、製品実現の適切な段階で実施しなければならない。
- 3) 合否判定基準への適合の証拠を維持しなければならない。
- 4) 顧客への引渡しのための製品のリリースを正式に許可した人を記録しなければならない。
- 5) 個別製品の実現の計画で決めたことが終了するまでは、リリースしてはならない（但し、権限を持つ者や顧客が承認した場合を除く）。



BCJ-SAR



46

BCJ - SARの審査方針

監視・測定は、官庁検査、施主検査、施工者にとっての監理者による検査は対象となるか？

組織が行う検査行為を示しています。従って、官庁検査、施主検査、施工者にとっての監理者による検査は対象となりません。

「合否判定基準への適合の証拠」は、必ず記録として維持しなければならないか？

必ずしも記録でなくても結構です（但し、測定値の記入等が要求されている場合は、それに従った形でなければなりません）。

BCJ-SAR



47

合否判定基準への適合の証拠 **「記録」でなくてもよい**

記録でない合否判定基準への適合の証拠とは？

【例】現品への「合格」のマーキング

製品のリリースを正式に許可した人 **「記録」が必要！**

「個別製品の実現の計画で決めたこと」は、監視及び測定のことを示しているか？

監視及び測定だけでなく、計画で決めた全ての活動を含みます。



BCJ-SAR



48

解説：ここでリリースというのは、顧客へのリリース（引き渡し）のことであり、次工程への引き渡しは含まれていません。2008年版で明確にされました。

6 . 是正処置

規格要求事項 (8 . 5 . 2) では !

- 1)再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。
 - 2)是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたもの。
 - 3)次の事項に関する要求事項を規定。
 - a)不適合(顧客からの苦情を含む)の内容確認
 - b)不適合の原因の特定
 - c)再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - d)必要な処置の決定及び実施
 - e)とった処置の結果の記録
 - f) とった是正処置の有効性のレビュー
- 注記：f)における“ とった是正処置” とは、a) e)のことである。

BCJ-SAR



49

BCJ - SARの審査方針

是正処置では

再発防止策が、不適合の原因の除去になっているかを確認します。

「理解不足であった」「忘れていた」という原因は、根本原因でない場合が多い。

② 「 f) とった是正処置の有効性のレビュー」とは？

是正処置そのものが良かったかどうかを確認することです。



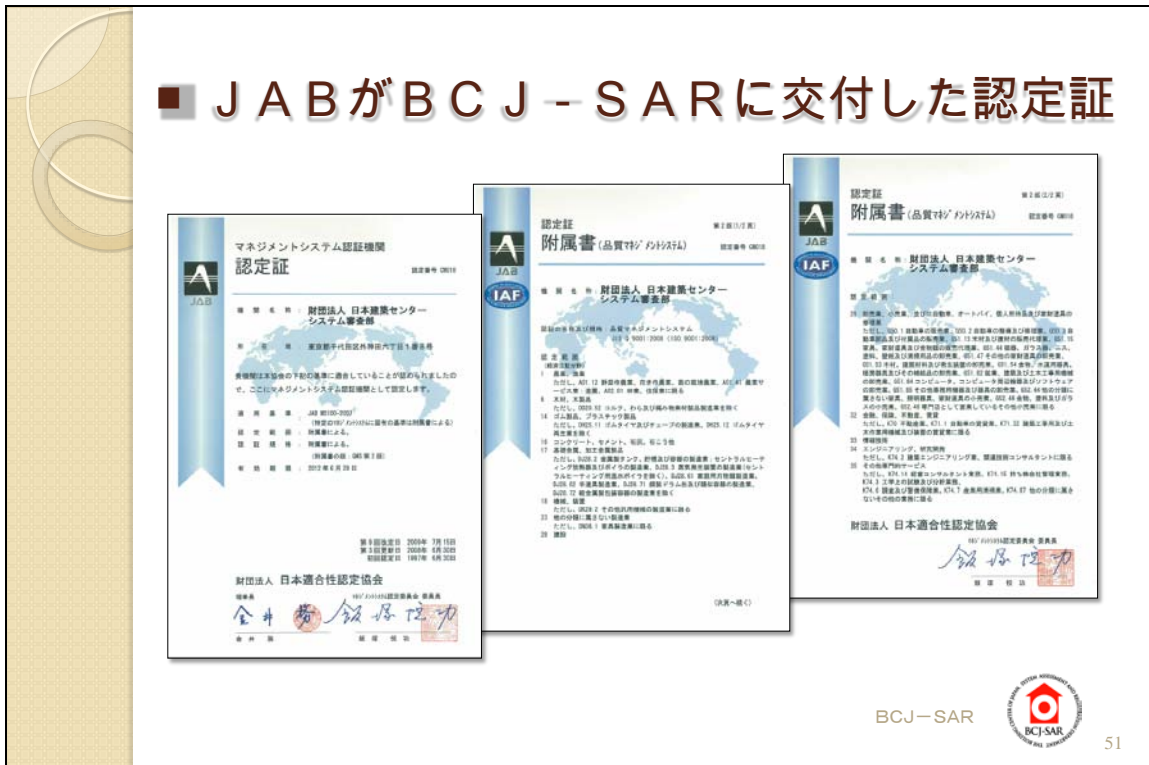
BCJ-SAR



50

解説：規格要求事項の付記のとおり、f) は a) ～ e) の事項がよかったかを確認することです。

■ J A B が B C J - S A R に 交 付 し た 認 定 証



解説：

1. これは、J A B が B C J システム審査部に交付した認定証です。
2. 附属書に書かれているのは、認定範囲であり、J A B 認定範囲分類等で示されています。
3. 認定証は、J A B がシステム審査部を審査した結果、認証機関が満たさなければならない基準を満たしたQMS 認証業務ができるという証です。
4. 認定機関が認証機関を「認定」し、認証機関が組織を「認証」します。
5. J A B 認定シンボルを使用できるということは、J A B から認定された信頼ある認証機関の監査を受け、認証されているという意味です。
6. J A B 認定シンボルは、認証機関のマークとともに使用しなくてはなりません。

Ⅲ. プレゼンテーション後の質疑応答

東京会場、大阪会場において、システム審査部のプレゼンテーション後に、ご参加いただいた皆様からのご質問とシステム審査部がお答えした内容を掲載いたします。

- (1) 質問：トップマネジメントが内部監査の対象になることは、規格のどこで要求されていますか。

回答：トップマネジメントに対する要求事項として5章があり、内部監査で規格要求事項への適合性を監査することが要求されていますので、5章への適合性の監査も含まれることとなります。従ってトップマネジメントも対象にしなくてはならないこととなります。

- (2) 質問：トップマネジメントに対する監査は、適切に実施することが困難ですが、適切に実施するためによい方法はないでしょうか。

回答：面談でトップマネジメントに不備な点を指摘することが難しい場合は、面談を伴わないで記録の確認を行うのも1つの方法です。また、組織外部の力量のある人に内部監査を依頼してもかまいません。このように様々な方法が考えられます。

- (3) 質問：是正処置に関し、「再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 (8.5.2 c))」という項目があるが、この段階で「再発防止が不要」という判断もあり得るのでしょうか。

回答：この段階は、いろいろな再発防止策のうちどの方法を採用するかどうか検討する段階であり、ここで是正処置を止める選択肢は想定されておりません。従って、「再発防止が不要」という判断はあり得ません。

- (4) 質問：「再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 (8.5.2 c))」の結果、「しばらく様子を見る」という選択肢はあり得るのでしょうか。

回答：不適合の内容によっては、「しばらく様子を見る」という選択肢もあり得ると考えられます。ただし、放置せずに管理することが大切です。

- (5) 質問：内部監査に関し、監査プログラムには目的を含めなくてはならないとありますが、これは要求事項なのでしょうか。

回答：監査プログラムとは、「特定の目的に向けた、決められた期間内に実行するよう計画された一連の監査」と定義されているため、監査プログラムは「目的」を含めなくてはなりません。従って「目的」は監査プログラムに要求されることとなります。

編集後記

次回の「認証組織の集い」は、年明けに開催する予定です。

次回のテーマは、未定ですが、9月に開催いたしました「認証組織の集い」には、多くの組織の皆様（32社43名）にご参加いただき、大変ご好評をいただきましたことから、同様のテーマで開催することを考えております。

「JISQ9001規格要求事項に照らした審査方針」として、今回取り上げた6項目以外の要求事項についてプレゼンテーションをさせていただくか、あるいは環境マネジメントシステムについての審査統一ルールをお伝えすることを考えておりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。



▲9月11日開催「認証組織の集い」（東京会場）の様子